

弊行では、特定投資家制度における一般投資家から特定投資家への移行の期限日を毎年8月31日といたします。

[特定投資家制度について]

金融商品取引法（関連する銀行法等を含みます。）においてお客さまは、「特定投資家」と「一般投資家」とに区分されます。この制度を「特定投資家制度」といいます。

この制度では、お客さまが「特定投資家」である場合には、金融商品取引等に課せられる行為規制の一部（書面交付義務、適合性の原則等）の適用が除外されます。

[期限日について]

一定の条件に該当するお客さまについては契約の種類により「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行のお申出を行うことができます。

法令では、一般投資家のお客さまが特定投資家として取り扱うことができる期間には期限が設けられており、その期間の末日（期限日といいます）は承諾日から1年以内で、各金融商品取引業者が任意に定めることが認められています。

弊行では、一般投資家から特定投資家への移行の期限日を毎年8月31日（休日の場合も同じ）といたします。

（特定投資家から一般投資家への移行につきましては、期限日はございません。）

投資家区分

		お客さま	内容
特定投資家	①	国、日本銀行、適格機関投資家のお客さま	常に特定投資家に区分されます。 （一般投資家への移行はできません。）
	②	上場会社、資本金の額が5億円以上であることが見込まれる株式会社、特殊法人・独立行政法人等の法人のお客さま	お客さまのお申出により一般投資家への移行が可能です。
一般投資家	③	前記①・②を除く法人、地方公共団体、一定の個人のお客さま	お客さまのお申出により特定投資家への移行が可能です。
	④	前記①・③を除く個人のお客さま	常に一般投資家に区分されます。 （特定投資家への移行はできません。）

契約の種類

契約の種類	弊行でお取扱いのある商品
1 有価証券関連取引	該当無し
2 デリバティブ取引	該当無し
3 特定預金等契約	外貨預金
4 投資顧問契約	該当無し
5 特定信託契約	該当無し
6 投資一任契約	該当無し
7 特定保険契約	該当無し